

動物の愛護及び管理に関する法律 が改正されました（R2.6.1 施行）

改正内容のうち、動物取扱業者に関する重要な内容をお知らせします。

👉 第一種動物取扱業者の登録拒否事由が追加されました。

- ・登録拒否の対象となる範囲が拡大します。（禁固刑、暴力団員、外為法違反など）
- ・登録の取消等による登録拒否期間が延長されます。（2年→5年）
- ・事業所の業務を統括する使用人にも適用されます。

👉 動物の販売場所が事業所に限定されました。

- ・事業所外での現物確認及び対面説明が禁止されます。

👉 動物に関する帳簿の備付けや定期報告が必要になります。

- ・対象動物種：哺乳類、鳥類、爬虫類に属するもの（畜産農業、試験研究用などを除く）
- ・対象業種：第一種動物取扱業のうち販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業
第二種動物取扱業のうち譲渡し業
- ・犬猫については個体ごとに、それ以外の動物は品種等ごとに帳簿に記載が必要です。
- ・定期報告は、年度ごとの動物の取扱状況を管轄の保健所へ提出する必要があります。

👉 動物取扱責任者の選任要件が厳しくなります。

- ・動物取扱責任者は、①か②のいずれかの要件を満たす必要があります。

① 獣医師か愛玩動物看護師の免許を取得すること

② 十分な技術的能力及び専門的な知識経験（以下の図を参照）を有すること

●知識及び技術について一年間
以上教育する学校等を卒業
又は
●知識及び技術を習得している
ことの証明（客観的試験による）



●半年間以上の実務経験（常勤）
又は
●実務経験と同等と認められる一
年間以上の飼養に従事した経験

👉 勧告に従わない事業者の公表等が行われます。

- ・都道府県知事は、勧告を受けた者が期限内に従わなかったとき、それを公表できます。
- ・都道府県知事は、第一種動物取扱業の登録を取り消した後も2年間、勧告、命令、報告徴収、立入検査ができます。

👉 特定動物（危険動物）に関する規制が強化されます。

- ・特定動物が交雑して生じた動物（交雑種）も、特定動物として扱われます。
- ・特定動物の愛玩目的での飼養・保管が禁止されます。

動物虐待の罰則が引き上げられます。

- ・愛護動物の殺傷

(旧) 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金→(新) 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

- ・愛護動物の虐待・遺棄

(旧) 100万円以下の罰金→(新) 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

以下の改正内容は施行日が未定です(決まり次第お知らせします。)

幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限(公布から2年以内に施行) ※公布日は令和元年6月19日

- ・犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。)は、出生後56日※を経過しない犬又は猫を販売すること等ができなくなります。

※天然記念物指定犬(秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬等)については出生後49日(特例措置)

マイクロチップの装着・登録義務等(公布から3年以内に施行) ※公布日は令和元年6月19日

- ・犬猫等販売業者にマイクロチップ装着、情報登録が義務化※されます。

※一般の飼い主については努力義務

- ・犬に装着されたマイクロチップは、施行後は狂犬病予防法上の鑑札とみなされます。

●改正動物の愛護及び管理に関する法律の条文はこちら

(環境省ホームページ)

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/nt_r010619_39.html

●改正後の様式など

(島根県薬事衛生課ホームページ)

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/animal/animal_protection/hourei/2013doubututoriatuykaigyuu.html

●県内保健所受付窓口一覧

保健所(担当課)	管轄区域	所在地	電話番号
松江保健所(動物愛護推進課)	安来市 松江市(中核市)	松江市東津田町1741-3 (いきいきプラザ島根3階)	0852-61-8875
雲南保健所(衛生指導課)	雲南市、奥出雲町、 飯南町	雲南市木次町里方531-1	0854-42-9645
出雲保健所(動物管理課)	出雲市	出雲市塩冶町223-1	0853-21-8788
県央保健所(衛生指導課)	大田市、川本町、 美郷町、邑南町	大田市長久町長久ハ7-1	0854-84-9807
浜田保健所(衛生指導課)	浜田市、江津市	浜田市片庭町254	0855-29-5558
益田保健所(衛生指導課)	益田市、津和野町、 吉賀町	益田市昭和町13-1	0856-31-9557
隠岐保健所(環境衛生課)	隠岐の島町、海士町、 西ノ島町、知夫村	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24	08512-2-9715

<チラシに関するお問い合わせ先>

島根県健康福祉部薬事衛生課食品衛生グループ(電話:0852-22-6313)